

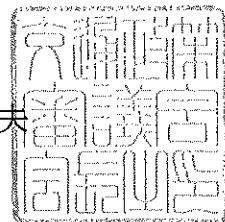


国交政審（海）第18号
平成21年11月20日

国土交通大臣 前原誠司 殿

交通政策審議会

会長 御手洗富士夫



「新交通ビジョンを踏まえた海上交通の安全確保のための制度改正の施行について」について

交通政策審議会は、国土交通大臣諮問第91号をもって本審議会に諮問された標記について、下記のとおり答申する。

記

当審議会は、平成21年6月に「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、改正法の施行に関する事項について、諮問されたものである。

当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討したことろ、別紙において示される改正法の施行に関する考え方は、新交通ビジョンを踏まえて海上交通の安全確保を図るという見地から妥当なものであり、この考え方沿って改正法が施行されることが適当である。

なお、施行にあたっては、広く関係者に周知し、海上交通の安全確保を図るという目的が十分に達成されるよう遺漏なきよう図られたい。